

## （燃料電池発電設備）

- 第12条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第18号（ウ、ス及びセを除く。）、第19号及び第19号の3並びに第2項第1号、第15条第1項（第7号を除く。）並びに第16条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であつて出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第18号（ウ、ス及びセを除く。）、第19号及び第19号の3並びに第2項第1号及び第4号、第15条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第16条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。
- 3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第18号（ウ、ス及びセを除く。）、第19号及び第19号の3並びに第2項第1号、第15条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで（第7号を除く。）並びに第2項並びに第16条第1項第1号、第3号及び第4号の規定を準用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であつて出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第18号（ウ、ス及びセを除く。）、第19号及び第19号の3並びに第2項第1号及び第4号、第15条第1項第8号及び第10号並びに第16条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）第30条及び第34条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第44条の規定の例による。

※ 改正経過：追加〔平成17年条例第51号〕、一部改正〔平成22年条例第27号〕

## 【趣旨】

本条は、燃料を水素に改質する改質器部分にバーナー等の火を使用するものを燃料電池発電設備として位置付け、火を使用する設備としてその位置、構造及び管理の基準について定めたものである。

発電設備等の位置、構造及び管理の基準は、法により政令で定める基準に従い、条例で定めているが、技術の進歩や環境対策により、化学変化を利用した「燃料電池発電設備」が開発された。そのため、当該設備を設置する場合の安全を確保するため、政令で定める基準の細則を定める「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（以下、本条【趣旨】及び【解説】において「対象火気設備等省令」という。）が平成17年に改正（平成17年総務省令第34号）され、「燃料電池発電設備」が新たに規制対象として位置付けられることとなった。札幌市では、このことを踏まえ、平成17年の条例改正により、本条を新たに設けたものである。

また、その後の燃料電池発電設備に係る開発・普及の中で、消防庁では、一般的な普及が見込まれていた固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池及び熔融炭酸塩型燃料電池の3種類の燃料電池について、家庭用燃料電池についてその普及を図る観点から、対象火気設備等省令を改正し、前述の3種

【第12条の2（燃料電池発電設備）】

類の燃料電池を対象火気設備等として定めるとともに、燃料電池のうち固体高分子型については建築物からの距離に関する規制を免除したことから、札幌市においても条例改正し、同様の規定を設けている。このことについて、これまでに実用化されている固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池及び熔融炭酸塩型燃料電池の3種類の燃料電池に加え、固体酸化物型の燃料電池の実用化及び商品化の作業に一定の進捗が見られたことを踏まえ、対象火気設備等省令が改正され、新たに対象火気設備等として固体酸化物型燃料電池が位置付けられたことから、平成22年に条例改正し、燃料電池発電設備の基準に固体酸化物型燃料電池を加えるとともに、主として一般家庭での使用が見込まれる出力10キロワット未満の固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものについて、同様の燃料電池である固体高分子型燃料電池と同様の規定をするための規定整備をしたものである。

【解説】

1 燃料電池発電設備による火災危険（例）

燃料電池発電設備を設置し、使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
□	昇圧器内の脱硫器から漏えいした可燃性ガスが引火し、出火する。	・燃料遮断のための自動弁を設けること。
□	燃料配管のシール部分が腐食したことにより、漏えいした可燃性ガスが引火し、出火する。	・配管部分を不燃性及び耐食性を有するものにする。
□	昇圧器の過回転が原因でオーバーヒートし、コイルが焼けて出火する。	・運転中に生じた異常により、自動停止する装置を設けること。

燃料電池発電設備による火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心して当該設備を使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

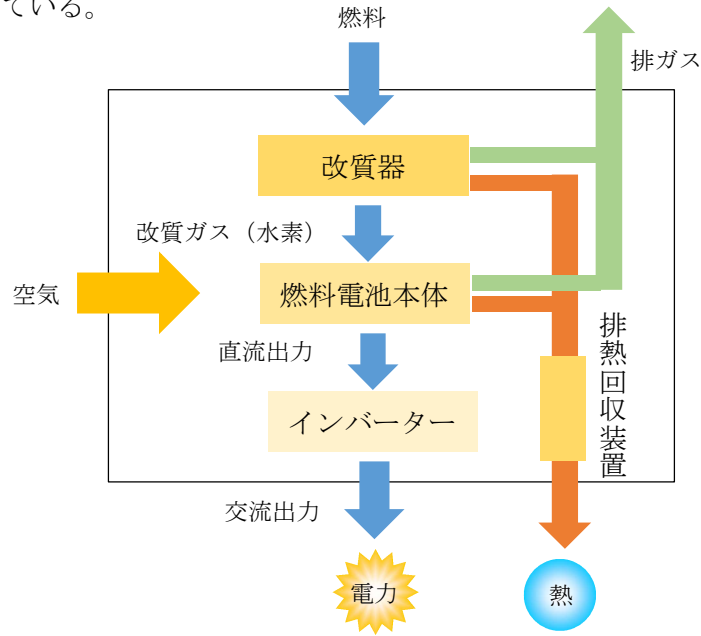
2 燃料電池発電設備の概要

- 「燃料電池発電設備」とは、都市ガス、液化石油ガス（LPガス）、灯油などの燃料を水素に改質し、水素と酸素を化学反応させ、その際に発生した電気を利用する装置で、発電に際し、排気ガスや騒音等がなく、水が生成されて排出されるものをいう。
- 第6条（火を使用する設備に附属する煙突）では、本条の適用対象となる燃料電池発電設備の定義として「固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。」とされている。
- 燃料電池の種類については、水素と酸素を化学反応させ電気を発生させる電解質の違いにより、次のように分類されている（下表は、（一社）日本電機工業会ホームページから抜粋）。

	固体高分子型 (PEFC)	固体酸化物型 (SOFC)	リン酸型 (PAFC)	熔融炭酸塩型 (MCFC)
電 解 質	陽イオン交換膜	セラミック	リン酸	炭酸リチウム 炭酸カリウム
媒体イオン	水素イオン (H <sup>+</sup> )	酸化物イオン (O <sup>2-</sup> )	水素イオン (H <sup>+</sup> )	炭酸イオン (CO <sub>3</sub> <sup>2-</sup> )
作 動 温 度	80～120℃	600～1000℃	190～200℃	600～700℃
使用可能燃料	都市ガス、LPガス、石油、メタノール、石炭ガス、純水素等			
作 動 温 度	80～120℃	600～1000℃	190～200℃	600～700℃
主 な 用 途	家庭用 携帯・可搬用 車載用	家庭用 産業・業務用 可搬用 事業用	産業・業務用 事業用 非常電源用	産業・業務用 事業用 非常電源用

【第12条の2（燃料電池発電設備）】

(4) 燃料電池発電設備の構成については、当該設備の種類によって異なるが、おおむね下図のような構成となっている。

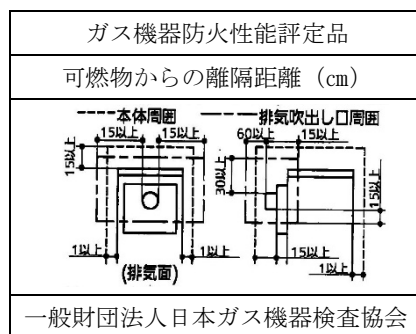


3 屋内に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準（第1項関係）

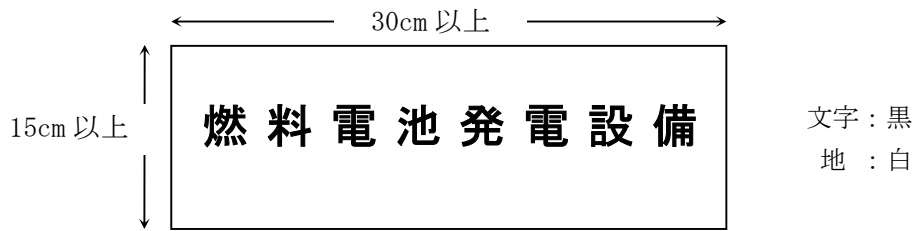
- (1) 本項は、屋内に設ける燃料電池発電設備の基準であり、その位置、構造及び管理については、第3条（炉）、第15条（変電設備）及び第16条（内燃機関を原動力とする発電設備）の基準のうち、当該設備に関連のある項目を準用している。具体的に準用される規定は、「10 準用規定」を参照すること。
- (2) 第3条第1項第1号（アを除く。）の準用にあたっては、別表第3の区分に燃料電池発電設備がないため、建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離は、同号イ（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離以上の距離となる。その際、防火性能評定品として認められた燃料電池発電設備で、可燃物からの離隔距離が表示されている銘板が貼り付けられている場合には、当該銘板に表示された距離とすることができる。

< 銘板の例 >

燃料電池システム防火性能認証				
可燃物からの離隔距離 (cm)				
上方	側方		前方	後方
	左側	右側		
○以上	○以上	○以上	○以上	○以上
一般財団法人日本燃焼機器検査協会				



- (3) 第15条第1項第3号のただし書中「市長が別に定める空間」については、規則第8条第1項において具体的な距離が定められている。当該数値については、第15条【解説】を参照すること。
- (4) 本項において準用する第15条第1項第5号の標識については、規則第15条において、次のとおり定められている。なお、第2項に規定する出力10キロワット未満の屋内に設ける燃料電池発電設備には、第15条第1項第5号の規定は準用されていないため、標識は必要ない。



(5) 本項において準用する第15条第1項第9号の「必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を必要な知識及び技能を有する者として市長が別に定めるもの」については、規則第6条において「電気設備等の種別に応じ、電気事業法第43条第1項及び第2項に規定する主任技術者又はこれと同等以上の知識及び技能を有する者として、消防長が適当と認めたものとする。」となっている。これについては、次の者が考えられる。

ア 電気事業法第43条に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者

ウ 燃料電池発電設備の点検及び整備に関し、ア及びイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者

※ ウについては、メーカーの技術部門、サービス会社の修理部門等に所属する職員で、点検及び整備に関して相当の知識及び技能を有している者等が該当する。

※ 上記以外に想定される資格としては、電気工事施工管理技士等がある。

なお、第2項に規定する出力10キロワット未満の屋内に設ける燃料電池発電設備は、一般家庭への設置を想定していることから、第15条第1項第9号の規定は準用されていない。よって、設備の点検、絶縁抵抗等の試験、点検実施者、記録の保存に係る規制はない。

絶縁抵抗試験としては、高圧回路、低圧回路、変流器の2次回路等につき、線間又は対大地間の測定が主なものである。絶縁保護がなされていないと、人が触れた場合には感電し、漏電した場合には火災化することが想定される。このため、絶縁抵抗試験を実施することによって、ケーブルが正しく絶縁されているか否かを判別することができる。よって、絶縁抵抗試験は、1年に1回以上実施することが望ましい。その他の測定試験としては、接地抵抗測定試験がある。接地抵抗は、電気が漏電した場合、安全に地面に電気を流し、感電防止、火災防止のために施工するアースの抵抗の値である。よって、接地抵抗試験についても、絶縁抵抗試験同様、1年に1回以上実施することが望ましい。

「不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。」となっているが、結果の記録は、変電設備の場合と同様に規則様式2（電気設備等点検・試験結果記録票）に記録し、保存しておかなければならない。ただし、他の法令の規定による点検表で規則様式2に定める記載事項が確認できるものにあつては、当該点検表をもってこれに替えることができる。

保存期間については、変電設備の場合と同様に特段の規制はないが、メーカー等で定める定期点検のサイクルに合わせ、点検を行う技術者等が保存を要すると考える常識的な期間とされる。よって、少なくとも次回の定期点検の時期まで保存しておくことが望ましい。

#### 4 屋内に設ける出力10キロワット未満の燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準（第2項関係）

(1) 本項は、屋内に設ける出力10キロワット未満の燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池発電設備又は固体酸化物型燃料電池発電設備であつて火を使用するものに限る。）のうち、安全装置を設けた設備についての基準である。

(2) 本項に規定する出力10キロワット未満の燃料電池発電設備は、一般家庭への設置を想定しており、小出力であり、かつ、安全装置により火災の発生が低い。このことから、第1項と同様に第3条、第15条及び第16条の基準を準用しているが、特に第15条において規制緩和されて

いる。

(3) 具体的に準用される規定は、「10準用規定」を参照すること。

#### 5 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準（第3項関係）

(1) 本項は、屋外に設ける燃料電池発電設備の基準であり、その位置、構造及び管理の基準について、第3条、第15条及び第16条の基準のうち、当該設備に関連のある項目を準用している。具体的に準用される規定は、「10準用規定」を参照すること。

(2) 本項において準用する第15条第1項第5号の標識については、3(4)のとおりである。なお、第4項に規定する出力10キロワット未満の屋外に設ける燃料電池発電設備には、第15条第1項第5号の規定は準用されていないため、標識は必要ない。

(3) 本項において準用する第15条第1項第9号の「必要な知識及び技能を有する者として市長が別に定めるもの」については、3(5)のとおりである。なお、第4項に規定する出力10キロワット未満の屋外に設ける燃料電池発電設備には、第15条第1項第9号の規定は準用されていないため、点検実施者に係る規制はない。

#### 6 屋外に設ける出力10キロワット未満の燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準（第4項関係）

(1) 本項は、屋外に設ける出力10キロワット未満の燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池発電設備又は固体酸化物型燃料電池発電設備であって火を使用するものに限る。）のうち、安全装置を設けた設備についての基準である。

(2) 第2項同様、出力10キロワット未満の燃料電池発電設備は、安全装置等のほか、改質器の温度又は換気装置が異常となった場合にも非常停止装置を作動させることにより火災発生の危険性が低くなり、また、小規模なものは内在する可燃物量が少なく、火災が発生した場合の影響が小さい。このことから、第3項と同様に第3条、第15条及び第16条の基準を準用しているが、特に第15条において規制緩和されている。

(3) 具体的に準用される規定は、「10準用規定」を参照すること。

#### 7 その他燃料電池発電設備の構造の基準（第5項関係）

第1項から第4項までに定めるもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）第30条（燃料電池設備の材料）、第34条（非常停止装置）及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第44条の発電設備等の損傷による供給支障の防止に係る規定の例によることとしている。それぞれの条文については、以下のとおりである。

##### (1) 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令関係

(燃料電池設備の材料)

第30条 燃料電池設備（ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く。次条において同じ。）に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。

2 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合には、燃焼ガスを通ずる部分の材料は、不燃性及び耐食性を有するものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる材料にあっては、難燃性及び耐食性を有することをもって足りる。

(1) 熱交換器の下流側の配管（難燃性を有する材料に熱的損傷が生じない温度の燃焼ガスを通ずるものに限る。）の材料

(2) ダイヤフラム、パッキン類及びシール材その他の気密保持部材

3 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合には、電装部近傍に充てんする保温材、断熱材その他の材料は難燃性のものでなければならない。

(非常停止装置)

第34条 燃料電池設備には、運転中に生じた異常による危害の発生を防止するため、その異常が

【第12条の2（燃料電池発電設備）】

<p>発生した場合に当該設備を自動的かつ速やかに停止する装置を設けなければならない。</p> <p>2 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合には、燃料を通ずる部分の管には、燃料の遮断のための2個以上の自動弁を直列に取り付けなければならない。この場合において、自動弁は動力源喪失時に自動的に閉じるものでなければならない。</p> <p>3 電気事業法施行規則第48条第2項第5号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備には、前項の規定は適用しない。</p>
---

(2) 電気設備に関する技術基準を定める省令関係

<p>(発電設備等の損傷による供給支障の防止)</p> <p>第44条 発電機、燃料電池又は常用電源として用いる蓄電池には、当該電気機械器具を著しく損壊するおそれがあり、又は一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがある異常が当該電気機械器具に生じた場合に自動的にこれを電路から遮断する装置を施設しなければならない。</p> <p>2 特別高圧の変圧器又は調相設備には、当該電気機械器具を著しく損壊するおそれがあり、又は一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがある異常が当該電気機械器具に生じた場合に自動的にこれを電路から遮断する装置の施設その他の適切な措置を講じなければならない。</p>
--

8 届出（第66条、規則第17条関係）

第66条（火を使用する設備等の設置の届出）【解説】を参照すること。

9 消火設備（第41条関係）

- (1) 政令の規定による消火器の設置義務が生じない防火対象物に燃料電池発電設備が設置されている場合は、第41条第2項第2号に基づき、消火器を設けなければならない。
- (2) 消火器を設置する場合は、以下の事項について考慮する。
  - ア 当該場所に至る各部分から、歩行距離20メートル以下とすること。
  - イ 適応する消火剤であること（政令別表第2参照）。
  - ウ 設置する消火器の能力単位は、1単位以上とすること。
- (3) 消火器の設置にあたっては、重複して設けないことができる場合があるため、第41条（消火器に関する基準）【解説】を参照すること。

10 準用規定

本条は、準用する規定が多く、条文の解釈が煩雑になる。それぞれの項がどの条項を準用しているのかについては、下表を参照すること。

(1) 第3条（炉）関係

条			第12条の2			
項			1項	2項	3項	4項
項	号	条文の概要	屋内	屋内 10kW未満	屋外	屋外 10kW未満
1	1	ア 火災予防上安全な距離（別表第3炉の項に掲げる距離）の確保	×	×	×	×
		イ 火災予防上安全な距離（平成14年消防庁告示第1号に掲げる距離）の確保	○	○	○	○
	2	- 可燃物が落下、接触しない位置への設置	○	○	○	○
	3	- 可燃性ガス、蒸気が発生しない位置への設置	×	×	×	×
	4	- 階段、避難口等の避難経路の確保	○	○	○	○
	5	- 燃焼に必要な空気の流入、有効な換気の確保	○	○	○	○

【第12条の2（燃料電池発電設備）】

条				第12条の2				
項				1項	2項	3項	4項	
項	号		条文の概要	屋内	屋内 10kW未満	屋外	屋外 10kW未満	
1	6	-	屋内に設ける場合の床又は台の構造	×	×	×	×	
	7	-	火災発生のおそれのある部分の構造	○	○	○	○	
	8	-	地震等により転倒、亀裂、破損しない構造	×	×	×	×	
	9	-	表面温度が過度に上昇しない構造	○	○	○	○	
	10	-	屋外に設ける場合の措置	×	×	○	○	
	11	-	開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉を設ける場合の措置	×	×	×	×	
	12	-	溶融物があふれるおそれのある構造の炉に係る溶融物の安全誘導装置の設置	×	×	×	×	
	13		削除	-	-	-	-	
	14	ア		熱風炉に附属する風道の構造（風道並びにその覆い及び支柱の設置）	×	×	×	×
		イ		熱風炉に附属する風道の構造（炉から防火ダンパーまでの部分と建築物等との離隔距離等）	×	×	×	×
		ウ		熱風炉に附属する風道の構造（給気孔へのじんあい混入防止措置）	×	×	×	×
	15		固体燃料を使用する炉の構造	×	×	×	×	
	16	ア		固体燃料の灰捨場と建築物等との離隔距離	×	×	×	×
		イ		固体燃料で、多量の燃料を使用する燃料置場の火源との離隔距離	×	×	×	×
	17		削除	-	-	-	-	
	18	ア		液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンクの漏れ、飛散等の措置）	○	○	○	○
		イ		液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（地震等による燃料タンクの転倒・落下措置）	○	○	○	○
		ウ		液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンクとたき口の離隔距離）	×	×	×	×
		エ		液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンクの鋼板の厚さ、強度）	○	○	○	○
		オ		液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（屋内に燃料タンクを設ける場合の措置）	○	○	○	○
		カ		液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンクの架台）	○	○	○	○
		キ		液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンク配管の開閉弁）	○	○	○	○
		ク		液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンク又は配管のろ過装置）	○	○	○	○
ケ			液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンクの燃料の量の自動覚知装置）	○	○	○	○	
コ			液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンクの水抜き）	○	○	○	○	
サ			液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンクの通気管等、屋外に設ける場合の雨水侵入防止措置）	○	○	○	○	
シ		液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンク外面のさび止め措置）	○	○	○	○		

【第12条の2（燃料電池発電設備）】

条				第12条の2			
項				1項	2項	3項	4項
項	号		条文の概要	屋内	屋内 10kW未満	屋外	屋外 10kW未満
1		ス	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（異常燃焼防止のための減圧装置）	×	×	×	×
		セ	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（予熱方式の炉に係る過度の予熱防止措置）	×	×	×	×
	19	本文	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の構造	○	○	○	○
		ア	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の配管の金属管使用等	○	○	○	○
	19	イ	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の配管の接続方法	○	○	○	○
		ウ	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の配管の差込み接続の場合の措置	○	○	○	○
	19の2	ア	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の安全装置（炎立ち消えによる安全確保装置）	×	×	×	×
		イ	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の安全装置（未燃ガスの自動排出装置）	×	×	×	×
		ウ	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の安全装置（過度な温度上昇に対する燃焼停止装置）	×	×	×	×
		エ	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の安全装置（電気による燃焼制御等ができる炉に係る停電時の自動燃焼停止装置）	×	×	×	×
	19の3	-	気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備を設置してはならない場所	○	○	○	○
	20	ア	電気を熱源とする炉の電線、接続器具等の耐熱及び短絡防止措置	×	×	×	×
		イ	電気を熱源とする炉の過度な温度上昇に対する自動熱源停止装置	×	×	×	×
	2	1	-	炉の周囲の整理、清掃及び可燃物の放置	○	○	○
2		-	炉及び附属設備の点検、整備	×	×	×	×
3		-	液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉の点検、整備を行う者の指定	×	×	×	×
4		-	本来の使用燃料以外の燃料使用	×	○	×	○
5		-	異常燃焼を生ずるおそれのある炉の監視人配置	×	×	×	×
6		-	燃料タンクの遮光、転倒、衝撃防止措置	×	×	×	×
3	-	-	入力350キロワット以上の炉の設置場所の要件	×	×	×	×
4	-	-	液体燃料を使用する炉の位置、構造及び管理の基準の準用	×	×	×	×



【第12条の2（燃料電池発電設備）】

(2) 第15条（変電設備）関係

条		第12条の2				
項		1項	2項	3項	4項	
項	号	条文の概要	屋内	屋内 10kW未満	屋外	屋外 10kW未満
1	1	〔屋内〕設置位置の要件（水が浸入、浸透しない位置）	○	○	×	×
	2	〔屋内〕設置位置の要件（可燃性、腐蝕性蒸気、ガスが発生、滞留するおそれのない位置）	○	○	×	×
	3	〔屋内〕設置場所の要件（不燃区画、防火戸）	○	×	×	×
	3の2	〔屋内・屋外〕変電設備の建築物等との保有距離	○	×	○	×
	3の3	〔屋内〕貫通部の不燃処理	○	×	×	×
	4	〔屋内〕屋外に通ずる換気設備	○	○	×	×
1	5	〔屋内・屋外〕標識	○	×	○	×
	6	〔屋内・屋外〕関係者以外の出入	○	×	○	×
	7	〔屋内・屋外〕室内の整理清掃、可燃物の放置	×	×	×	×
	8	〔屋内・屋外〕使用要件（定格電流の範囲内）	○	○	○	○
	9	〔屋内・屋外〕点検、試験を行う者の指定及び不良箇所発見時の補修、記録、保存	○	×	○	×
	10	〔屋内・屋外〕機器、配線の固定	○	○	○	○
2	-	〔屋外〕建築物からの離隔距離	×	×	○	×
3	-	〔屋外〕変電設備の位置、構造及び管理の基準の準用	×	×	×	×

(3) 第16条（内燃機関を原動力とする発電設備）関係

条		第12条の2				
項		1項	2項	3項	4項	
項	号	条文の概要	屋内	屋内 10kW未満	屋外	屋外 10kW未満
1	1	〔屋内・屋外〕設置位置の要件（容易に点検できる位置）	○	×	○	×
	2	〔屋内・屋外〕設置位置の要件（床又は台の防振措置）	×	×	×	×
	3	〔屋内・屋外〕設置位置の要件（排気筒の構造）	○	○	○	○
	4	〔屋内・屋外〕設置位置の要件（発電機、燃料タンク等の固定）	○	○	○	○
2	-	〔屋内〕準用	×	×	×	×
3	-	〔屋外〕準用	×	×	×	×
4	1	〔屋外（出力10キロワット未満）〕鋼板製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準（断熱材及び防音材の難燃性）	×	×	×	×
	2	〔屋外（出力10キロワット未満）〕鋼板製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準（換気口の構造）	×	×	×	×
5	-	構造の基準の他法令による規定	×	×	×	×